

## 郵送による受付の対象（川崎市内各消防署宛て）

No.	届出書名称	返信用封筒要否 (要：○ 否：×)	備考	送付先
1	圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出書	×	注1	各消防署 (警防課)
2	道路工事及び露店開設等届	○		
3	消防訓練実施計画報告書	○	注2	
4	消防訓練実施結果報告書	○	注2	
5	り災届出書	×		
6	防火防災管理者選任（解任）届出書	○		各消防署 (予防課)
7	統括防火防災管理者選任（解任）届出書	○		
8	自衛消防組織設置（変更）届出書	○		
9	工事整備対象設備等着工届出書	○		
10	消防計画作成（変更）届出書	○		
11	全体についての消防計画作成（変更）届出書	○		
12	消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書	×	注1	
13	防火対象物使用開始届	×		
14	改装工事等届	×		
15	指定洞道等（新規・変更）届	×		
16	火を使用する設備等の設置届	×		
17	サウナ設備設置届	×		
18	電気設備設置届	×		
19	ネオン管灯設備設置届	×		
20	水素ガスを充てんする気球の設置届	×		
21	火災と紛らわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為届	○	注3	
22	煙火の打上げ又は仕掛け届	○		
23	催物開催届	×		
24	露店等開設届	○		
25	消防用設備等（特殊消防用設備等）工事計画届	○		
26	喫煙、裸火使用又は危険物品持込み承認申請書	×		
27	消防用設備等特例適用申請書	○	注4	
28	防火対象物点検結果報告書	○		
29	防火対象物・防災管理点検報告特例認定申請書	○		
30	防火対象物・防災管理対象物管理権原者変更届	○		
31	消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書	○		
32	防災管理点検結果報告書	○		
33	防火対象物の表示制度に関する書類	○	注5	
34	改善結果・計画書	×		
35	改善計画書	×		
<b>危険物関係</b>				
36	完成検査済証再交付申請書	○		各消防署 (予防課)
37	危険物製造所等譲渡引渡届出書	○		
38	危険物製造所等品名、数量又は指定数量の倍数変更届書	○		
39	危険物製造所等廃止届出書	×		
40	危険物保安統括管理者選任・解任届出書	○		
41	危険物保安監督者選任・解任届出書	○		
42	予防規程制定・変更認可申請書	○		

No.	届出書名称	返信用封筒要否 (要：○ 否：×)	備考	送付先	
<b>危険物関係</b>					
43	特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書	○		各消防署 (予防課)	
44	保安検査時期変更承認申請書	○			
45	特定屋外タンク貯蔵所の内部点検時期延長届出書	○			
46	休止中の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検期間延長申請書	○			
47	休止中の特定・準特定屋外タンク貯蔵所の再開届出書（新基準適合期限延長）	○			
48	特定・準特定屋外タンク貯蔵所の休止確認に係る変更届出書（新基準適合期限延長）	○			
49	休止中の特定屋外タンク貯蔵所の再開届出書（浮き屋根新基準適合期限延長）	○			
50	特定屋外タンク貯蔵所の休止確認に係る変更届出書（浮き屋根新基準適合期限延長）	○			
51	休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長申請書	○			
52	休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請書	○			
53	危険物製造所等設置・変更許可申請取下げ・取りやめ届	○			
54	危険物製造所等変更届出書	○			
55	危険物製造所等変更工事関係資料提出書	○			
56	危険物製造所等火気使用工事届出書	○			
57	危険物製造所等の休止・再開届出書	○			
58	予防規程の細則等の制定又は変更等報告書	○			
59	屋外タンク貯蔵所沈下測定結果報告書	○			
60	少量危険物等の貯蔵又は取扱届	×			
61	少量危険物等の廃止届	×			
62	少量危険物及び可燃性液体類等施設改善結果・計画書	×			
<b>石油コンビナート等災害防止法関係</b>					
63	防災要員及び防災資器材等現況届出書	○			各消防署 (予防課)
64	防災管理者（副防災管理者）選任・解任届出書	○			
65	防災規程制定（変更）届出書	○			
66	共同防災組織設置（変更）届出書	○			
67	防災業務実施状況報告書（自衛防災組織）	○			
68	防災業務実施状況報告書（共同防災組織）	○			

**注1**：現場確認が省略できる場合は、返信用封筒を同封してください。

**注2**：副本又は控えを希望する際は、返信用封筒を同封してください。

**注3**：電話連絡に代えることも可能です。

**注4**：申請内容等により、届出が消防局予防課となるものがありますので、申請する前に管轄する消防署予防課に御確認ください。

**注5**：防火基準適合表示制度における「金マーク」又は「銀マーク」の交付を受ける際は、A3サイズの返信用封筒を同封してください。

消防局本部が窓口となる次の手続については、郵送での提出の可否について、あらかじめ電話等でお問合せください。

- ・ 普通講習修了証明申請書（問合せ：消防局予防部予防課（044-223-2703））
- ・ 緊急離着陸場関係（問合せ：消防局予防部予防課（044-223-2712））
- ・ 危険物等確認試験申請書（問合せ：消防局予防部予防課（044-223-2745））
- ・ 高圧ガス保安法関係（問合せ：消防局予防部保安課（044-223-2757））
- ・ 火薬類取締法関係（問合せ：消防局予防部保安課（044-223-2757））
- ・ 液化石油ガス法関係（問合せ：消防局予防部保安課（044-223-2757））